

## 500円で脱毛体験のつもりが高額契約に！

【質問】スマホで「ひげ脱毛体験500円」との広告を見て、5日前、エステ店に行きました。体験後「今日だけ特別価格。全身脱毛50万円。分割払いにすれば毎月の支払いは1万円」と勧められ契約しました。高額なので解約したいです。

【回答】エステは契約期間が1か月を超え、金額が5万円を超える契約であれば、8日間はクーリングオフができます。8日を過ぎても、解約料を支払って中途解約が可能です。

広告と異なる契約を勧められた場合には、安易にその場で契約をしないようにしましょう。

最近は、美容医療サービスのトラブルも増えています。即日施術は避け、契約内容に加えリスクや副作用等も確認し、本当に必要かどうかよく考えましょう。